

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則新旧対照表

改正案			現行		
別表第1(第6条第4項第4号,第6条第5項第4号,第7条第1項,第7条第3項関係)			別表第1(第6条第4項第4号,第6条第5項第4号,第7条第1項,第7条第3項関係)		
物質	基準値	測定方法	物質	基準値	測定方法
カドミウム	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K0102(以下「規格」という。)55 に定める方法	カドミウム	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本工業規格 K0102(以下「規格」という。)55 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法(規格 38.1.1 及び 38 の備考 11 に定める方法を除く。)又は水質汚濁に係る環境基準(昭和 46 年環境庁告示第 59 号。以下「昭和 46 年環境庁告示第 59 号」という。)付表 1 に掲げる方法	全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法(規格 38.1.1 に定める方法を除く。)
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和 49 年環境庁告示第 64 号。以下「昭和 49 年環境庁告示第 64 号」という。)付表 1 に掲げる方法又は規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以	有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和 49 年環境庁告示第 64 号。以下「昭和 49 年環境庁告示第 64 号」という。)付表 1 に掲げる方法又は規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以

		外のもの(メチルジメトンにあっては,昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法)
鉛	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	規格 65.2 (規格 65.2.7 を除く。)に定める方法(規格 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には,日本産業規格 K0170 7の7の a)又は b)に定める操作を行うものとする。)
砒素	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下,かつ,埋立て等区域の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては,試料 1 キログラムにつき 15 ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにおいて,規格 61 に定める方法,農用地に係るものにおいて,農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和 50 年総理府令第 31 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条に定める方法
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法

		外のもの(メチルジメトンにあっては,昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法)
鉛	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	規格 65.2 に定める方法(規格 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には,日本工業規格 K0170 7の7の a)又は b)に定める操作を行うものとする。)
砒素	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下,かつ,埋立て等区域の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては,試料 1 キログラムにつき 15 ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにおいて,規格 61 に定める方法,農用地に係るものにおいて,農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和 50 年総理府令第 31 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条に定める方法
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム以下	水質汚濁に係る環境基準(昭和 46 年環境庁告示第 59

アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3 及び昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
銅	埋立て等区域の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 125 ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和 47 年総理府令第 66 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成 9 年環境庁告示第 10 号)付表に掲げる方法

		号。以下「昭和 46 年環境庁告示第 59 号」という。)付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2 及び昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3 に掲げる方法
銅	埋立て等区域の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 125 ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和 47 年総理府令第 66 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成 9 年環境庁告示第 10 号)付表に掲げる方法

1, 2 ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1 ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1, 2 ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法, トランス体にあつては日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1, 1, 1 トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2 トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.03 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法

1, 2 ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1 ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1, 2 ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下	シス体にあつては日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法, トランス体にあつては日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1, 1, 1 トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2 トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.03 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法

1, 3 ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 67.2, 67.3 又は 67.4 に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 ミリグラム以下	規格 34.1 (規格 34 の備考 1 を除く。) 若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200 ミリリットルに硫酸 10 ミリ

1, 3 ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 67.2, 67.3 又は 67.4 に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 ミリグラム以下	規格 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 34.1c(注⑥)第 3 文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和 46 年

		<p>リットル、りん酸 60 ミリリットル及び塩化ナトリウム 10 グラムを溶かした溶液とグリセリン 250 ミリリットルを混合し、水を加えて 1,000 ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格 K0170 - 6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 34.1.1c)(注(2)第 3 文及び規格 34 の備考 1 を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法</p>
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	規格 47.1, 47.3 又は 47.4 に定める方法
1, 4 ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法

備考

		環境庁告示第 59 号付表 6 に掲げる方法
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	規格 47.1, 47.3 又は 47.4 に定める方法
1, 4 ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壤の汚染に係る環境基準について(平成 3 年環境庁告示第 46 号)別表の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機^{りん}燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 4 1, 2 ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

様式第 6 号(第 6 条第 3 項第 23 号, 第 6 条第 3 項第 25 号, 第 13 条第 3 項関係)

地質分析結果証明書	
殿	年 月 日
代表者	分析機関名 印
環境計量士	所在地 電話番号 印
年 月 日に依頼のあつた検体について、土壤の汚	

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壤の汚染に係る環境基準について(平成 3 年環境庁告示第 46 号)別表の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機^{りん}燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 4 1, 2 ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

様式第 6 号(第 6 条第 3 項第 23 号, 第 6 条第 3 項第 25 号, 第 13 条第 3 項関係)

地質分析結果証明書	
殿	年 月 日
代表者	分析機関名 印
環境計量士	所在地 電話番号 印
年 月 日に依頼のあつた検体について、土壤の汚	

染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果等を次のとおり証明します。

(検体番号)

項目	単位	測定値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/l		0.01	日本産業規格 K0102 55
全シアン	mg/l		不検出	日本産業規格 K0102 38(38.1.1 及び 38 の備考 11 の方法を除く。) 昭和 46 環告第 59 号付表 1
有機燐	mg/l		不検出	昭和 49 環告第 64 号付表 1, 日本産業規格 K0102 31.1 のガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては, 昭和 49 環告第 64 号付表 2)
鉛	mg/l		0.01	日本産業規格 K0102 54
六価クロム	mg/l		0.05	日本産業規格 K0102 65.2(65.2.7 を除く。)(65.2.6 に定める方法により塩分濃度の高い試料を測定する場合には, 日本産業規格 K0170 7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行う。)
砒素	mg		0.0	日本産業規格 K0102

染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果等を次のとおり証明します。

(検体番号)

項目	単位	測定値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 55
全シアン	mg/l		不検出	日本工業規格 K0102 38(38.1.1 の方法を除く。)
有機燐	mg/l		不検出	昭和 49 環告第 64 号付表 1, 日本工業規格 K0102 31.1 のガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては, 昭和 49 環告第 64 号付表 2)
鉛	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 54
六価クロム	mg/l		0.05	日本工業規格 K0102 65.2(65.2.6 に定める方法により塩分濃度の高い試料を測定する場合には, 日本工業規格 K0170 7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行う。)
砒素	mg		0.0	日本工業規格 K0102

	/l		1	61
総水銀	mg/l		0.0005	昭和 46 環告第 59 号付表 2
アルキル水銀	mg/l		不検出	昭和 46 環告第 59 号付表 3, 昭和 49 環告第 64 号付表 3
PCB	mg/l		不検出	昭和 46 環告第 59 号付表 4
ジクロロメタン	mg/l		0.02	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2
四塩化炭素	mg/l		0.002	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/l		0.002	平成 9 環告第 10 号付表
1,2-ジクロロエタン	mg/l		0.004	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/l		0.1	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2
1,2-ジクロロエチレン	mg/l		0.04	シス体にあつては日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2, トランス体にあつては日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1

	/l		1	61
総水銀	mg/l		0.0005	昭和 46 環告第 59 号付表 1
アルキル水銀	mg/l		不検出	昭和 46 環告第 59 号付表 2, 昭和 49 環告第 64 号付表 3
PCB	mg/l		不検出	昭和 46 環告第 59 号付表 3
ジクロロメタン	mg/l		0.02	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2
四塩化炭素	mg/l		0.002	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/l		0.002	平成 9 環告第 10 号付表
1,2-ジクロロエタン	mg/l		0.004	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/l		0.1	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2
1,2-ジクロロエチレン	mg/l		0.04	シス体にあつては日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2, トランス体にあつては日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1

1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		1	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		0.006	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
トリクロロエチレン	mg/l		0.03	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
テトラクロロエチレン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
1,3-ジクロロプロペン	mg/l		0.002	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1
チウラム	mg/l		0.006	昭和 46 環告第 59 号付 表 5
シマジン	mg/l		0.003	昭和 46 環告第 59 号付 表 6 第 1, 第 2
チオベンカルブ	mg/l		0.02	昭和 46 環告第 59 号付 表 6 第 1, 第 2
ベンゼン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2
セレン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0102 67.2, 67.3, 67.4
ふっ素	mg/l		0.8	日本産業規格 K0102 34.1(34 の備考 1 を除く。), 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化合物が多量に含まれる

1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		1	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		0.006	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
トリクロロエチレン	mg/l		0.03	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
テトラクロロエチレン	mg/l		0.01	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
1,3-ジクロロプロペン	mg/l		0.002	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1
チウラム	mg/l		0.006	昭和 46 環告第 59 号付 表 4
シマジン	mg/l		0.003	昭和 46 環告第 59 号付 表 5 第 1, 第 2
チオベンカルブ	mg/l		0.02	昭和 46 環告第 59 号付 表 5 第 1, 第 2
ベンゼン	mg/l		0.01	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2
セレン	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 67.2, 67.3, 67.4
ふっ素	mg/l		0.8	日本工業規格 K0102 34.1, 34.4, 34.1c)(注⑥) 第 3 文を除く。)及び昭 和 46 環告第 59 号付表 6

				試料を測定する場合に あつては、蒸留試薬溶液 として、水約 200 ミリ リットルに硫酸 10 ミリ リットル、りん酸 60 ミ リリットル及び塩化ナ トリウム 10 グラムを溶 かした溶液とグリセリ ン 250 ミリリットルを 混合し、水を加えて 1,000 ミリリットルとし たものを用い、日本産業 規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶 液のラインを追加す る。), 34.1.1c)(注(2)第 3 文 34 の備考 1 を除く。) 及び昭和 46 環告第 59 号付表 7	
ほう素	mg /l		1	日本産業規格 K0102 47.1, 47.3, 47.4	
1,4-ジオキサ ン	mg /l		0.0 5	昭和 46 環告第 59 号付 表 8	
農用地 (田に限 る。)	砒素	mg /kg	15	農用地土壌汚染指 定地域の指定 要件に係る砒素 の量の検定の方 法を定める省令 (昭和 50 年総理 府令第 31 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条	含有試験
	銅	mg /kg	12 5	農用地土壌汚染指 定地域の指定 要件に係る銅の 量の検定方法を 定める省令(昭和	

ほう素	mg /l		1	日本工業規格 K0102 47.1, 47.3, 47.4	
1,4-ジオキサ ン	mg /l		0.0 5	昭和 46 環告第 59 号付 表 7	
農用地 (田に限 る。)	砒素	mg /kg	15	農用地土壌汚染指 定地域の指定 要件に係る砒素 の量の検定の方 法を定める省令 (昭和 50 年総理 府令第 31 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条	含有試験
	銅	mg /kg	12 5	農用地土壌汚染指 定地域の指定 要件に係る銅の 量の検定方法を 定める省令(昭和	

					47 年総理府令第 66 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条	
水素イオン濃度指数			4 以上 9 未満	地盤工学会基準 JGS0211 200 * 「土懸濁液の pH 試験方法」		
検体の性状	形状		色		に お い	
備考						

備考 1 「昭和 46 環告第 59 号」とは、水質汚濁に係る環境基準(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)をいう。

2 「昭和 49 環告第 64 号」とは、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和 49 年環境庁告示第 64 号)をいう。

3 「平成 9 環告第 10 号」とは、地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成 9 年環境庁告示第 10 号)をいう。

					47 年総理府令第 66 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条	
水素イオン濃度指数			4 以上 9 未満	地盤工学会基準 JGS0211 200 * 「土懸濁液の pH 試験方法」		
検体の性状	形状		色		に お い	
備考						

備考 1 「昭和 46 環告第 59 号」とは、水質汚濁に係る環境基準(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)をいう。

2 「昭和 46 環告第 64 号」とは、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和 49 年環境庁告示第 64 号)をいう。

3 「平成 9 環告第 10 号」とは、地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成 9 年環境庁告示第 10 号)をいう。